

設計・工事監理のあり方提案

来年以降に法案化働きかけ

建築3会

日本建築士会連合会（三井所清典会長）、日本建築士事務所協会連合会（三栖邦博会長）、日本建築家協会（菅原太郎会長）の建築3会は、安全・安心で良質な建築物の整備に向けて設計・工事監理に関する業のあり方や建築主等への情報開

示のあり方等についての提案をまとめた。今後は来年以降に法案化への働きかけを行っていく。現行の法制度では、設計・工事監理等の業務を行う建築士と建築士事務所

の役割と責任が未だ不明確であり、様々な問題が生じ、建築紛争の増大が引き起こされている。・長期化等の社会的問題が引き起こされている。最高裁の調査報告書では、契約責任の不明確に起因する建築紛争の訴訟は依然多く、その処理に要する期間が長期化しているとしている。提案では、消費者保護の観点から適切な対応を行うため

にも、契約のあり方を含めた制度の改善を求めている。

3会では、現状の問題点を▽無登録の業務請負者の存在▽一括再委託丸



投げの横行による責任の不明確化▽業務契約で契約当事者の責務が不明確▽管理建築士の責務および役割が明確でない▽建築紛争の長期化▽設計等の業務の質を確保するための必要な作業の量の確保▽建築士事務所の名称の統一などをあげ、これらの問題の対策として▽無登録業務の禁止の徹底▽一括再委託の禁止の拡充▽書面による業務契約の締結の義務化▽業

務契約に当たっての契約当事者の責務の明確化▽管理建築士の責務の明確化▽設計・工事監理の業に関する消費者保護の充実▽建築士事務所の登録時の名称のルール化などを提案している。日事連の三栖会長は「今回の提案について、今回の提案は、議員立法で法案として提出する。法案提出前に国土交通省にも事前説明を行う」と述べた。